

台風および地震時における対応について

◆台風や大雨時の対応

- (1) 前日に吹田市への大型で強い台風の直撃が確実となった場合、台風の規模・進路や接近の時間帯、交通機関の状況等の横断的な情報を踏まえ、暴風警報または大雨特別警報が発令される前に、教育委員会の判断による臨時休業に関して連絡があった場合は、速やかに適切な措置を講じます。
- (2) 午前7時の時点で、北大阪地域に暴風警報または大雨特別警報が発令されている場合は、自宅待機をしてください。
- (3) 午前9時までに北大阪地域の暴風警報または大雨特別警報が解除された場合は、すみやかに登校させてください。
- (4) 午前9時の時点で、北大阪地域の暴風警報または大雨特別警報が解除されていない場合は、臨時休業とします。
- (5) 登校後、北大阪地域に暴風警報または大雨特別警報が発令された場合は、下校の措置をとります。

◆地震発生時の対応

- (1) 登校前に吹田市地域に震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合は、学校は臨時休業日とします。
- (2) 登校後に吹田市地域に震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合は、状況により《学校待機》または《下校》の措置をとります。

◆中学校給食の対応

- (1) 午前7時の時点で、北大阪地域に暴風警報または大雨特別警報が発令されている場合、給食は中止になります。なお、午前9時までに北大阪地域の暴風警報または大雨特別警報が解除され、登校となった場合でも給食は中止となります。
- (2) 登校後、暴風警報または大雨特別警報が発令され、昼食を食べずに下校となった場合については、申し込まれた給食はキャンセルとさせていただきます。
- (3) 給食が、中止・キャンセルになった場合の給食費は、翌月に残金を増やす方法で、(市)教育委員会保健給食室が処理をします。